

# 平成 28 年度第3回よこはま夢ファンド 登録団体助成金 募集要項（案）

## 1 助成の内容

横浜市内で市民公益活動を行う団体の支援のため、よこはま夢ファンド（横浜市市民活動推進基金）へ寄せられた寄附金を活用して、あらかじめ登録された特定非営利活動法人（登録団体）の公益的な活動を対象に、団体からの申請に基づき事業の経費を助成します。

## 2 対象となる経費

登録された特定非営利活動法人が行う、平成 28 年 12 月から平成 29 年 3 月末までに実施する市民公益活動に係る事業の経費とします。

ただし、横浜市が実施している他の助成制度による助成を受けている事業の経費については対象になりません。また、同一団体の同一の経費に係る助成の回数は、同一年度内において1回とします。

### ※ 市民公益活動

市民公益活動とは、幅広く多くの人々が幸せに平穏に生きていくために必要な営利を目的としない、市民が自主的に行う「公共的な活動」と、不特定かつ多数のものの利益の増進（金銭的な「利益」ではない。）に寄与する「公益的な活動」を指します。なお、横浜市市民協働条例第5条各号に掲げている活動についても除外とします。

### 【参考】市民協働条例（抜粋）

（定義）第2条 3 この条例において「市民公益活動」とは、市民等が行う公共的又は公益的な活動をいう。

（市民公益活動）第5条 市は、市民等が行う市民公益活動（次の各号に掲げるものを除く。）を特に公益性が高いと判断したときは、活動場所の提供及び財政的支援をすることができる。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (4) 営利を主たる目的とする活動

## 3 審査

### (1) 審査方法

横浜市市民活動運営支援事業部会及び横浜市市民協働推進委員会で、団体助成基準額及び審査基準に基づき審査を行い、横浜市が助成先及び助成金額を決定します。

(2) 横浜市市民協働推進委員会及び横浜市市民活動運営支援事業部会

ア 横浜市市民協働推進委員会(委員長を除き五十音順) ※平成 28 年 10 月7日時点

	委員名	役職
委員長	小濱 哲	元 横浜商科大学貿易・観光学科教授
推進委員	田邊 裕子	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会地域活動部長
推進委員	時任 和子	特定非営利活動法人 夢・コミュニティ・ネットワーク 理事長
推進委員	中島 智人	産業能率大学経営学部准教授
推進委員	治田 友香	関内イノベーションイニシアティブ株式会社 代表取締役
推進委員	松岡 美子	特定非営利活動法人 グリーンママ 理事長
推進委員	松村 正治	恵泉女学園大学人間社会学部准教授 特定非営利活動法人 よこはま里山研究所NORA理事長
推進委員	三輪 律江	横浜市立大学大学院国際総合科学群准教授

イ 横浜市市民活動運営支援事業部会(部会長を除き五十音順) ※平成 28 年 10 月7日時点

	委員名	役職
部会長	名和田 是彦	法政大学 法学部 教授
専門委員	井川 文作	横浜信用金庫 融資部 企業経営支援チーム 副専門役
専門委員	清水 靖枝	長屋門公園歴史体験ゾーン 事務局長
推進委員	時任 和子	特定非営利活動法人 夢・コミュニティ・ネットワーク 理事長
推進委員	松村 正治	恵泉女学園大学人間社会学部准教授 特定非営利活動法人 よこはま里山研究所NORA理事長

(3) 団体助成基準額

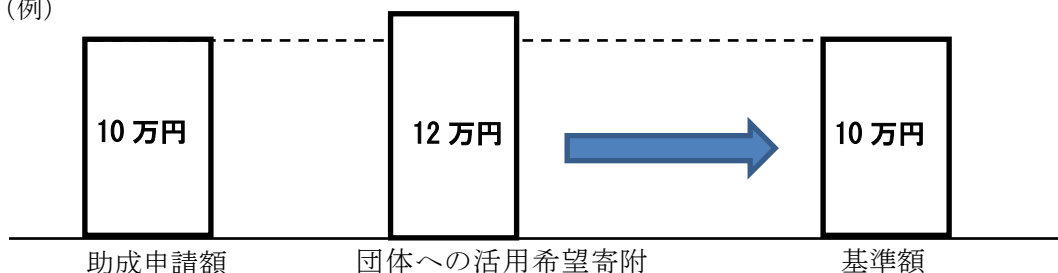
助成交付額の目安となる「団体助成基準額（以下「基準額」という。）」を次の通り設定します。なお、横浜市市民活動運営支援事業部会での審査（平成 28 年 11 月 28 日）までに受領が確認できた寄附金を「団体への活用希望寄附額」とします。また、基準額が 0 円の事業に対し、助成金交付することはできません。

ア 申請回数が2回目以降の団体について

(ア) 助成申請額 ≤ 団体への活用希望寄附金額 の場合

助成申請額を基準額とします。

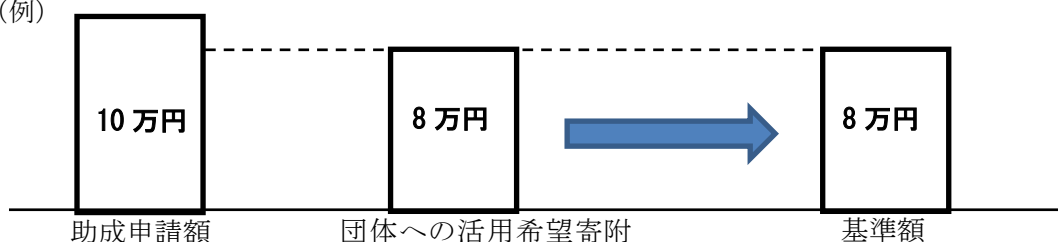
(例)



(イ) 助成申請額 > 団体への活用希望寄附金額 の場合

団体への活用希望寄附額を基準額とします。

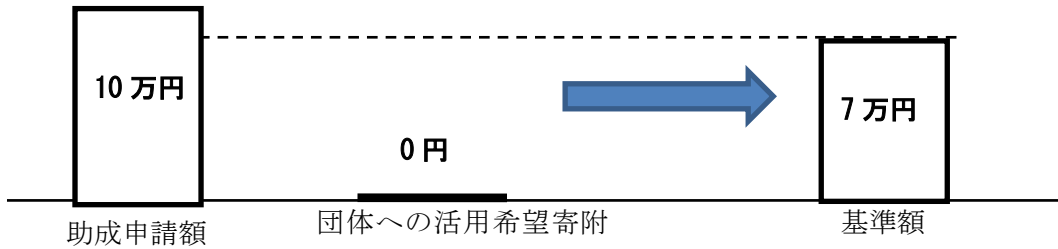
(例)



**イ 申請回数が1回目の団体について**

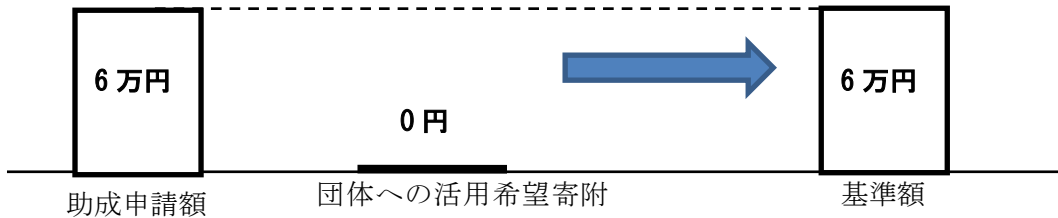
初めて助成金の申請をする団体に対しては、活動の活性化や寄附拡大の契機としていただきたいという観点から、基準額の金額設定を次の通りとします。

- (ア) 助成申請額が7万円以上、団体への活用希望寄附金額が0円の場合  
7万円を基準額とします。



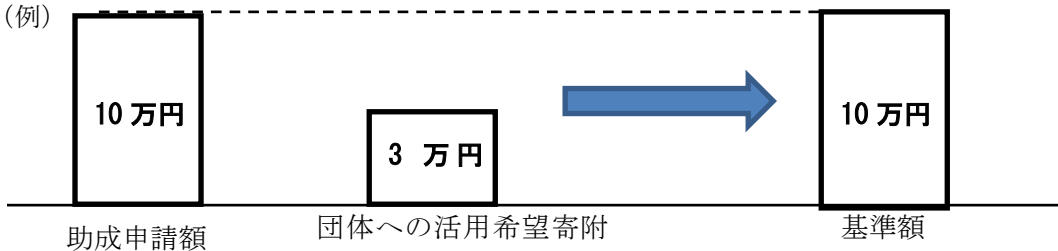
- (イ) 助成申請額が7万円未満、団体への活用希望寄附金額が0円の場合  
助成申請額を基準額とします。

(例)



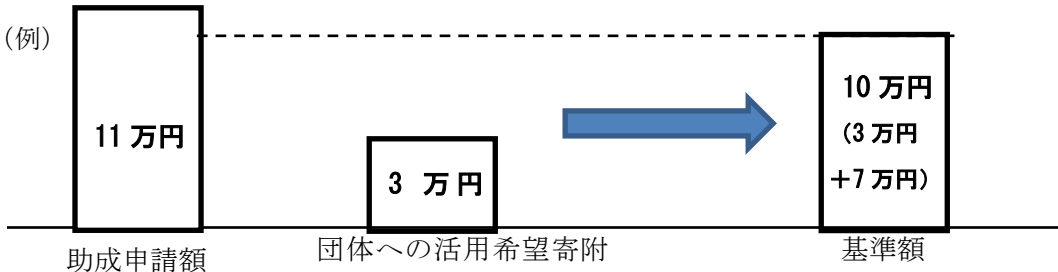
- (ウ) 助成申請額 ≤ 団体への活用希望寄附金額 + 7万円 の場合  
助成申請額を基準額とします。

(例)



- (エ) 助成申請額 > 団体への活用希望寄附金額 + 7万円 の場合  
団体への活用希望寄附金額 + 7万円を基準額とします。

(例)



**(4) 審査基準**

次の審査基準に基づき、審査を行います。なお、評価項目において、「公益性」、「先駆性、独創性、専門性」は特に重要な項目であることから、次の通り配点の加重を行います。

評価項目		配点		説 明
		点	換算式	
1	公 益 性	5	× 3	・ 不特定多数の人の利益に供した事業を行っているか。加えてその事業が一般の人々に開かれたものであり、地域や市民への還元性があるか。
2	計 画 性	5		・ 事業や資金計画などに、無理のない計画を組んでいるか。 ・ その事業や経費は、必要性を十分に踏まえたものとなっており、過大な経費となっていないか。
3	活動の継続性及び発展性	5		・ 団体の活動が、団体の自主的・自発的な思いやきっかけによって、地域や市民への還元のために開始され、継続しているものか。 ・ 助成金を受けることで、より幅広いサービスの提供や、活動範囲の拡大などに繋がっていく可能性があるか。
4	先駆性、独創性、専門性	5	× 2	・ 活動実績や今後の活動計画の中で、先駆性、独創性、専門性を持った事業の発展が期待できるか。
5	公 開 性	5		・ 事業運営について情報が公開され、透明性があるか。 ・ 事業の運営方法や対象、経費の用途に関し、誰もが理解できるような表現がされているか。
計		40 (× 5人)		

**(5) 基準点数**

次の基準点数に基づき、助成交付額を決定します。

点数	助成交付額
160点～200点	基準額よりも増額※ (ただし、助成申請額を上限とする)
121点～159点	基準額どおり
0点～120点	基準額よりも減額

※申請回数が2回目以降の団体において、団体への活用希望寄附が0円場合、基準額は0円となります。  
基準額が0円の申請事業については、160点以上の場合でも助成金交付することはできません。

**4 手続きについて**

次々頁、「登録団体助成金の手続きについて」参照

**5 その他**

- 申請書一式を、担当までご持参ください。ご持参される日時を事前にご連絡ください。

(電話：045-227-7965)

締め切り日は申請が集中しますので、余裕をもってお申し込みください。

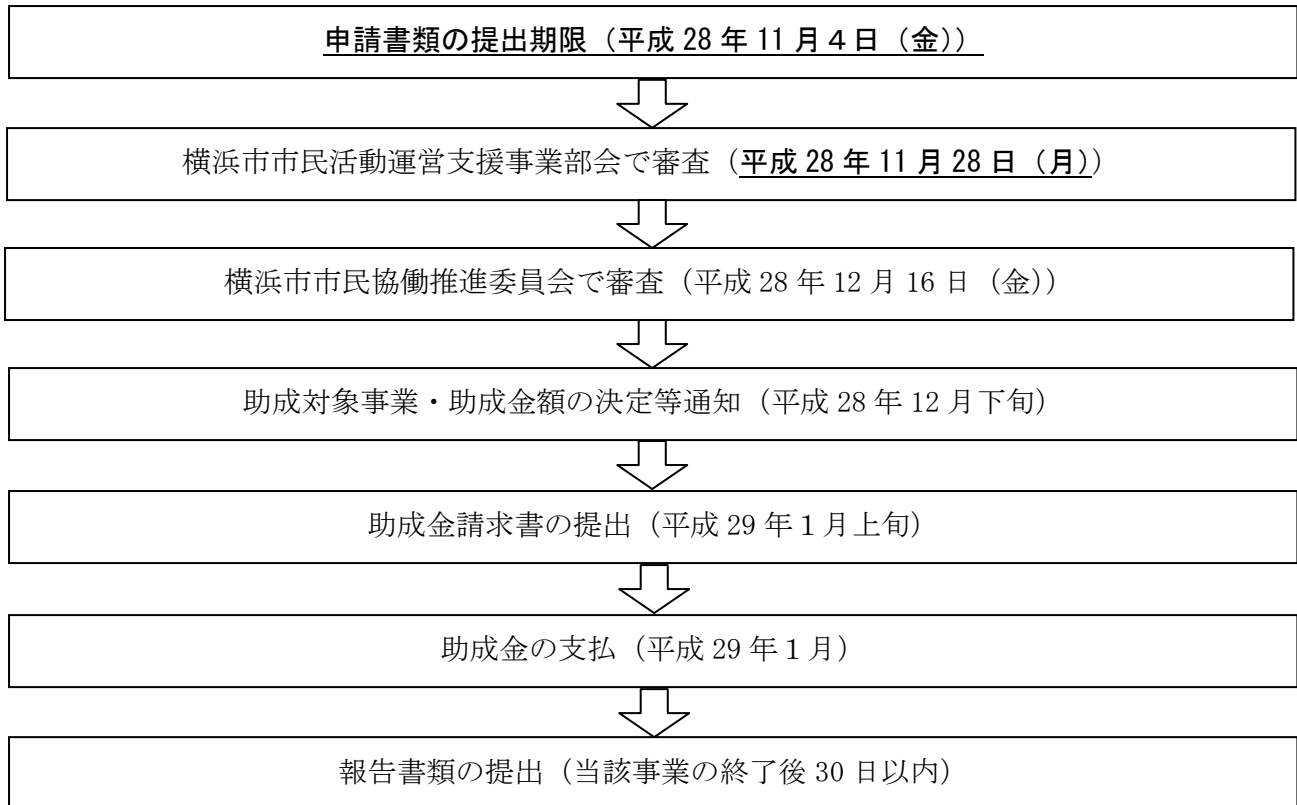
なお、申請の際に、30分～1時間程度、申請内容についてのヒアリングを行います。

(申請受付期間：平成28年10月7日(金)～11月4日(金) 平日9時～17時)

- 申請内容については事務局から質問させていただくことや助成金を受け取ることが決定した場合には、書類を閲覧に供していただくことから、申請団体において、申請書類の写しを保管してください。
- 交付を決定した団体については、助成金を活用した事業の実施状況の報告会や、広報などへの御協力をいただく場合があります。
- 助成金の交付決定後、交付対象の経費の内容等を変更または中止しようとするときは、変更等申請書を提出いただきます。
- 交付額に余剰が生じた場合には返還していただきます。
- 委員会の委員及び部会の専門委員の関係団体の申請について、当該委員は助成金交付に関する決定及び審査には関わらないこととしますので、貴団体の役員及び会員が委員会の委員及び部会の専門委員にいる場合は、助成金申請時にお申し出ください。
- 上記の場合を除き、今回の助成金に関して、委員会の委員及び部会の専門委員との接触があった団体の申請は無効とします。
- 交付を決定した団体は、政治資金規正法第22条の3に基づき、交付決定の通知を受けた日から同日後1年を経過する日までの間、政治活動に関する寄附を行うことができません。
- 助成金により取得した物品等で、価格が30,000円以上のものについては、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省第15条）に定める期間（ただし、10年を超える場合は10年とする。）、市長の承認を受けずに、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することができません。

# 平成 28 年度第3回よこはま夢ファンド 登録団体助成金の手続きについて

## 1 手続きの流れ(予定)



## 2 提出書類

- ①交付申請書 (第1号様式)、②事業計画書 (第2号様式)、③事業収支予算書 (第3号様式)、④前事業年度の役員名簿、⑤前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿、⑥前事業年度の事業報告書、⑦前事業年度の活動計算書、⑧当該事業年度の事業計画書、⑨当該事業年度の収支予算書

## 3 募集締切

平成 28 年 11 月 4 日 (金)

## 4 審査結果の通知

申請団体には、審査の結果を、郵送により通知します。(平成 28 年 12 月下旬予定)

## 5 助成金の請求手続き

交付決定通知を受けた団体は、同封されている助成金の請求書により請求してください。

## 6 事業の報告

当該事業の終了後 30 日以内に必ず報告書類を提出してください。

なお、報告書類には、領収書の写しも添付してください。

## 担当 (問い合わせ先)

横浜市民局市民活動支援課 よこはま夢ファンド担当

住 所：〒231-0062 横浜市中区桜木町 1-1-56 みなとみらい 21 クリーンセンタービル 7 階

電 話：045-227-7965、F A X：045-223-2032、メール：sh-fund@city.yokohama.jp

## 平成 28・29 年度よこはま夢ファンド助成 スケジュール (予定)

(平成 28 年 10 月～平成 29 年 6 月)

※スケジュールは今後変更する可能性があります。

年	月	組織基盤強化助成	登録団体助成		
		H29 (取組対象期間：H29.4 ～H30.3)	H28 第 3 回 (事業対象期間：H28.12 ～H29.3)	H29 第 1 回 (事業対象期間：H29.4 ～H30.3)	
28	10	(10/7 H28 情報交換 会)	10/7 説明会・募集開始		
	11	11/22 説明会・募集開始	11/4 募集締切り		
			11/28 事業部会による 審査	11/22 説明会・募集開始	
12			12/16 推進委員会による 審査		
			結果の通知		
29	1	1/13 募集締切り	助成金の支払	1/13 募集締切り	
	2	2/1 事業部会による審 査		2/1 事業部会による審 査	
		2/14 推進委員会による 審査		2/14 推進委員会による 審査	
	3				
	4	結果の通知			結果の通知
		ファシリテーターとの 事前打ち合わせ			
5	助成金の支払			助成金の支払	
	自己評価 (1回目)				
6					

(第1号様式)

よこはま夢ファンド  
登録団体助成金交付申請書

(あて先) 横浜市長

		平成 年 月 日
団体名		
主たる事務所の所在地	〒	
代表者役職氏名	○	

(代表者氏名が自署の場合は印不要)

平成 年度よこはま夢ファンド登録団体助成金の交付を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

助成金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

【添付書類】

- 1 事業計画書 (第2号様式)
- 2 事業収支予算書 (第3号様式)
- 3 前事業年度の役員名簿
- 4 前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿
- 5 前事業年度の事業報告書
- 6 前事業年度の活動計算書
- 7 当該事業年度の事業計画書
- 8 当該事業年度の収支予算書

※下表から助成金交付申請事業の主な活動分野を選択し、番号を記入してください。

助成金交付申請事業の活動分野	
----------------	--

- 1 **保健・福祉・子ども** (保健・医療、福祉、子どもの健全育成)
- 2 **まちづくり・環境** (まちづくり、環境、災害救援・地域安全、市民活動支援、農山漁村又は中山間地域振興)
- 3 **文化・スポーツ** (生涯学習・社会教育、文化・芸術、スポーツ・レクリエーション、科学技術)
- 4 **国際・人権・平和** (国際交流・国際協力、人権・平和、男女共同参画)
- 5 **経済・観光振興** (情報化社会、経済活動・消費者の保護、職業能力開発・雇用機会拡充、観光振興)

※この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。



(第2号様式)

## 事業計画書

事業名	
趣旨・目的	
事業内容	
事業実施地域	
事業の対象者	
事業実施 スケジュール	
期待される効果	
事業の形態	この事業に該当する方に○をつけてください ( 単発事業                      継続事業 ) ( 初めて実施                      過去に実施したことがある                      毎年実施している )

貴団体の理事、監事又は社員の中に横浜市市民協働推進委員会委員又は横浜市市民活動運営支援事業部会委員はいますか？    はい（委員名：                      ）    ・    いいえ

※ この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。

(第3号様式)

## 事業収支予算書

【収入】

(単位：円)

	項 目	金 額	説 明
	団体負担（会費・寄附等）		
	参加費・資料代等		
助 成	よこはま夢ファンド登録団体助成金		
	その他の助成金		
	合 計		

【支出】

	項 目	金 額	説 明（使途、積算根拠等）
	合 計		

\*申請する事業の収支予算を記入してください。

\*よこはま夢ファンド登録団体助成金の対象経費とする予定の支出項目については、項目名の右欄に★印を付けてください。

助成金申請額を減額して助成金の交付決定をした場合、当該事業の実施は可能ですか？  
 ( はい                      いいえ ) ←いずれかに○

※この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。

(第1号様式)

**記入例**

よこはま夢ファンド  
登録団体助成金交付申請書

(あて先) 横浜市長

**平成28年10月7日から11月4日までの日にちを記入してください。**

		平成	年	月	日
団体名					
主たる事務所の所在地	〒				
代表者役職氏名					

**法務局に登記している印  
(法人代表者印(丸印))  
を押印してください。**

(代表者氏名が自署の場合は印不要)

平成**28**年度よこはま夢ファンド登録団体助成金の交付を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

助成金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

【添付書類】

- 1 事業計画書 (第2号様式)
- 2 事業収支予算書 (第3号様式)
- 3 前事業年度の役員名簿
- 4 前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿
- 5 前事業年度の事業報告書
- 6 前事業年度の活動計算書
- 7 当該事業年度の事業計画書
- 8 当該事業年度の収支予算書

**団体の活動分野ではなく、今回申請する事業の活動分野を記入してください。(複数選択可)**

※下表から助成金交付申請事業の主な活動分野を選択し、番号を記入してください。

助成金交付申請事業の活動分野

- 1 **保健・福祉・子ども** (保健・医療、福祉、子どもの健全育成)
- 2 **まちづくり・環境** (まちづくり、環境、災害救援・地域安全、市民活動支援、農山漁村又は中山間地域振興)
- 3 **文化・スポーツ** (生涯学習・社会教育、文化・芸術、スポーツ・レクリエーション、科学技術)
- 4 **国際・人権・平和** (国際交流・国際協力、人権・平和、男女共同参画)
- 5 **経済・観光振興** (情報化社会、経済活動・消費者の保護、職業能力開発・雇用機会拡充、観光振興)

※この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

(第2頁)

- ①審査基準を参考にして、各項目を記入してください。
- ②記入量に応じて、各項目の枠を広げる・狭めることをしてもかまいません。

事業計画書

事業名	「〇〇事業」のように、「事業」として一つの形になるような事業名を付けてください。
趣旨・目的	継続事業の場合は、今回の申請事業の趣旨・目的に加え、事業を開始した当初の目的や経緯も記入してください。
事業内容	決まっている範囲で具体的に記入してください。 事業の特徴（先駆性、独創性、専門性等）がある場合は、その内容についても具体的に記入してください。 ※申請事業のチラシ等の広報物がある場合、参考資料として提出いただくことをおすすめします。申請事業の広報物は未作成だが、過去同様の事業を行った際の広報物がある場合は、どちらを提出いただくことも可能です。
事業実施地域	
事業の対象者	事業の対象者の人数や属性等を記入してください。
事業実施スケジュール	決まっている範囲で具体的な日程を記入してください。 事業終了予定日とその内容についても、具体的に記入してください。 (平成28年12月1日から平成29年3月末までの事業)
期待される効果	申請事業が実施されることにより、何に対してどのような効果（より幅広いサービスの提供や活動範囲の拡大等）があるのか、具体的に記入してください。
事業の形態	この事業に該当する方に○をつけてください ( 単発事業                      継続事業 ) ( 初めて実施                      ) (                      ) <b>団体の活動として、これまで実施したことがあるかどうか。よこはま募ファンドに申請したことがあるかどうかではありません。</b>

貴団体の理事、監事又は社員の中に横浜市市民協働推進委員会委員又は横浜市市民活動運営支援事業部会委員は、ありますか？      はい（委員名：                      ）      いいえ

※ この書類は、横浜市市民協働推進委員会事務局の閲覧に供しなければなりません。

**募集要項に記載している委員が、団体の中にいる場合は、「はい」に○をして、委員名を記入してください。**

(第3号様式)

## 事業収支予算書

【収入】

(単位：円)

	項 目	金 額	説 明
	団体負担（会費・寄附等）		
	参加費・資料代等		
助 成	よこはま夢ファンド登録団体助成金	〇〇,〇〇〇円	<b>第1号様式の申請額と同じ額です。</b>
	その他の助成金		
	合 計	〇〇,〇〇〇円	

【支出】

	項 目	金 額	説 明（使途、積算根拠等）
	講師報酬	〇〇,〇〇〇円	〇人（〇〇,〇〇〇円）×〇回
	人件費	〇〇,〇〇〇円	〇人（〇,〇〇〇円）×〇時間×〇回
	資料印刷費	〇〇,〇〇〇円	△△△部×〇〇〇円
	材料費	〇,〇〇〇円	
	交通費	〇,〇〇〇円	〇人×往復〇,〇〇〇円×〇回
	広報費	〇,〇〇〇円	会員へのはがき代52円×〇人
	△△△費	〇,〇〇〇円	
	△△△費	〇,〇〇〇円	
	合 計	〇〇,〇〇〇円	

**必要な項目を追加してください。**

**★印をつけた項目は、報告時に領収書の添付が必要です。  
★印をつける項目は、1個以上、全部でも可  
★印をつけた項目の合計額 ≥ 申請額**

**減額によって事業の内容に変化が生ずる場合でも、実施するなら「はい」に〇してください。**

\*申請する事業の収支予算を記入してください。  
\*よこはま夢ファンド登録団体助成金の対象経費とする予定の欄に★印を付けてください。

助成金申請額を減額して助成金の交付決定をした場合、当該事業の実施は  
( はい                      いいえ ) ←いずれかに〇

※この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。